通　知　書

謹啓　当職らは、アメリカンホーム保険会社（以下、「アメリカンホーム社」といいます。）の代理人として、貴殿からの平成２５年１月１１日付書面に対し、以下のとおりご回答申し上げます。
貴殿は、同書面においてアメリカンホーム社の担当者が、被害者に対し診断名の変更を強要したり、整復師の施術を過剰診療と決めつけているとのご指摘を受けておりますが、そのような事実はございません。
先般の当職らからの通知書でも述べさせていただいておりますが、アメリカンホーム社としては、今後も、裁判例の動向を踏まえつつ、施術の必要性・有効性・内容の合理性、施術期間の相当性及び施術費用の相当性という観点から、加害者が被害者に対して法律上負担すべき損害賠償責任の範囲を確定し、適正かつ妥当な保険金の支払を行うことを心がけてまいる所存であります。

敬具

平成２５年１月２３日

東京都中央区
法律事務所
ＴＥＬ　０３－
ＦＡＸ　０３－
アメリカンホーム保険会社
代理人弁護士
同

東京都足立区谷中４－２－１４
協同組合日本接骨師会　保険部長
真竹満己　殿

差出人

律事務所

郵便認証司
25. 1. 23

この郵便物は平成２５年１月２３日
第 10277850940 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番：20130123134055001000001 号
１／１頁

25. 1. 23
12-18